

【指定金融機関の申請をされる方向け】

指定金融機関 公募要領

令和6年度
省エネルギー設備投資利子補給金

2024年4月

申請される民間金融機関等の皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う利子補給金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に利子補給金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の利子補給金の交付を申請する方、採択されて利子補給金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、及びSIIが定める「省エネルギー設備投資利子補給金交付規程(SII-BFA240-01-240401-R。以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 利子補給金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、利子補給金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、利子補給金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、利子補給金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の利子補給金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな利子補給金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 利子補給金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ利子補給金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との金銭消費貸借契約は、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 利子補給金に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の交付の対象となる融資の概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人事業主を除く)

一般社団法人環境共創イニシアチブ

1. 事業概要及び指定金融機関の業務

1-1	事業目的	5
1-2	事業実施スキーム	5
1-3	事業内容	5
1-4	応募資格	6
1-5	指定金融機関の業務(予定)	7

2. 応募手続き

2-1	公募期間	9
2-2	応募方法及び応募書類	9
2-3	応募書類提出先	10
2-4	問い合わせ先	10

3. 審査・指定

3-1	審査基準	13
3-2	指定金融機関の決定・通知及び公表	13
3-3	個人情報取得と利用について	13

4. 資料

4-1	本事業の概要(予定)	17
4-2	省エネ法の改正について	18
4-3	新規融資の公募スケジュール(予定)	19
4-4	継続融資の申請スケジュール(予定)	19

5. 申請様式の入力例

5-1	様式1	21
5-2	様式2(基本情報)	22
5-3	様式3(事業実施体制)	23
5-4	様式4(民間団体等の省エネルギー取組に対する支援体制・方法)	25
5-5	様式5(公開する本事業に関する窓口の掲載情報)	26
5-6	様式6(役員名簿)	27
5-7	様式7(指定金融機関の業務(予定)の確認)	28

1. 事業概要及び 指定金融機関の業務

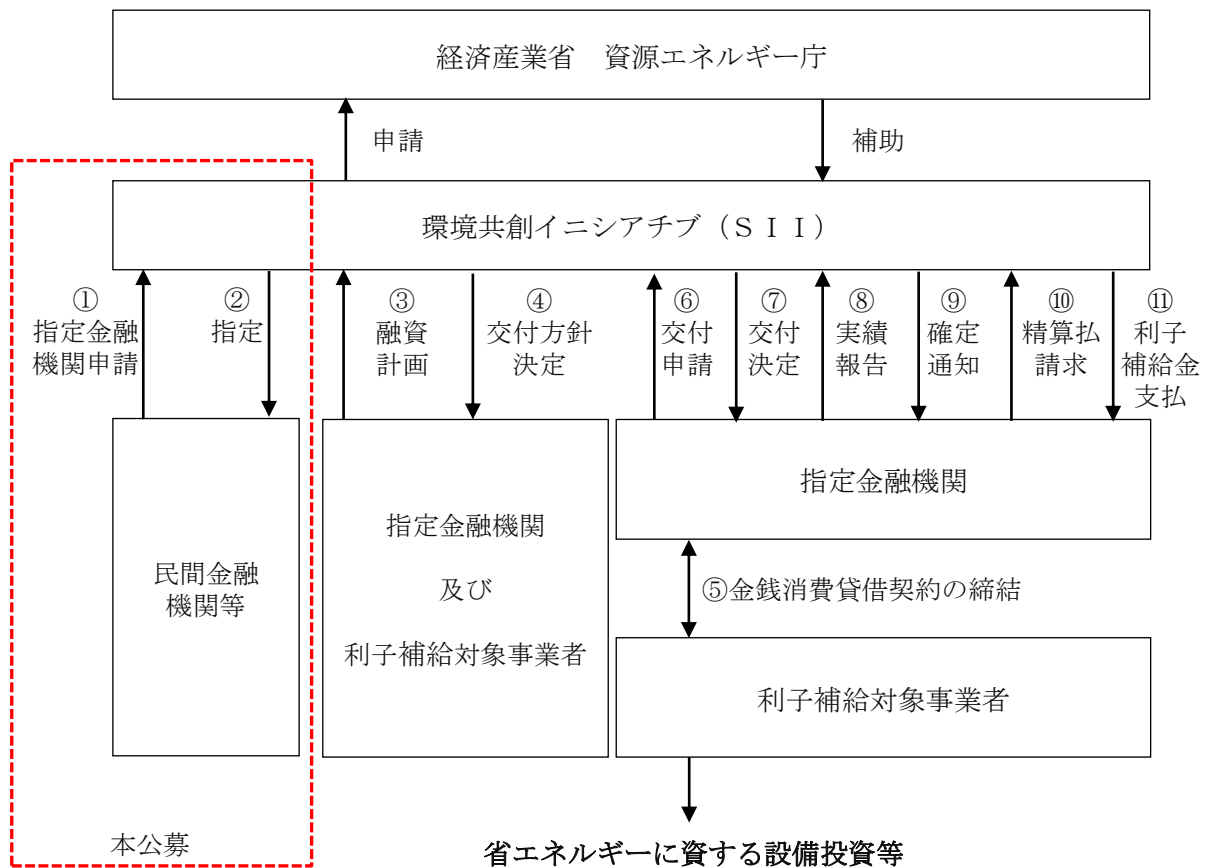


1-1 事業目的

本事業は、省エネルギーに資する設備投資等(以下「利子補給対象事業」という。)を行う民間団体等(以下「利子補給対象事業者」という。)に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

1-2 事業実施スキーム

本事業の実施スキームは以下の通り。



1-3 事業内容

本事業は、新設事業所や既設事業所における省エネルギー設備の新設・増設を促進するため、当該設備投資を行う利子補給対象事業者に対する融資について利子補給を行う事業である。

本公募では、利子補給対象事業者に対し、省エネルギー設備投資利子補給金の交付対象となる融資を行う指定金融機関を公募する。指定金融機関は、本事業に関わる利子補給対象事業者の申請手続き等を行うものとする。

1-4 応募資格

次の要件を満たす民間金融機関等とする。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に係る業務を適切かつ確実に行える体制(特に、新規融資予定案件の導入予定設備の内容及び省エネルギー効果の確認ができる体制)を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ④省エネルギー設備投資に関する支援を行う窓口を広く公開し、民間団体等の省エネルギー取組に対して積極的な支援を行うための体制構築ができること。
- ⑤経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指定停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

※「民間金融機関等」とは、沖縄振興開発金融公庫及び次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行
- (10) 生命保険会社又は外国生命保険会社等

1-5 指定金融機関の業務(予定)

指定金融機関は、本事業において以下の業務を行わなければならない。

また、SIIや事業者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

※新規融資公募要領にてあらためて定めるものとする。

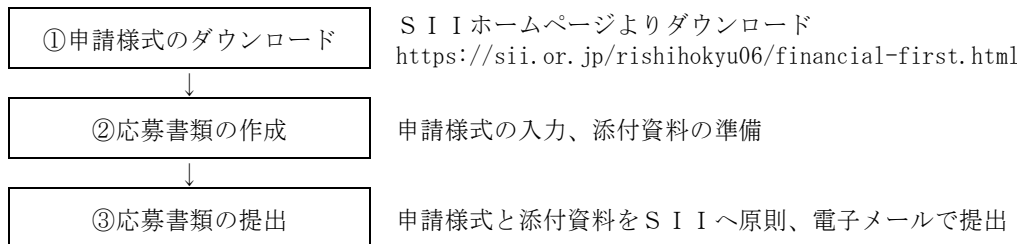
1. 利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満たしていることを確認し、融資計画書を取りまとめ、SIIへ提出を行う。
2. 融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
3. SIIより送付する交付(又は不交付)方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。
4. 交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。
5. 金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書に係る書類を取りまとめ、SIIへ提出を行う。
6. 利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑をSIIが確認できるようにする。
7. 交付申請書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
8. SIIより送付する交付決定通知書を受理した後、交付対象融資の内容、利子補給対象事業の内容に変更が生じる場合、速やかにSIIに報告し、その指示に従う。
9. 利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び用途等の確認を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をSIIからの求めに応じて提出できるよう保管する。
10. SIIから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。
11. 実績報告書等に係る書類を取りまとめ、SIIへ提出を行う。
12. 実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類検査上必要な対応を速やかに行う。必要に応じてSIIが行う現地調査にも対応する。
13. SIIより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を提出(概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要)する。
14. 利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。
15. 経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。
16. 本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。SIIより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。

2. 応募手続き

2-1 公募期間

2024年4月5日(金)～2024年10月31日(木)17時必着とする。

2-2 応募方法及び応募書類



応募書類は下表の通りとし、原則、電子メールにて提出すること。

指定金融機関 応募書類一覧						
No	応募書類	提出方法	必要書類	ファイル形式	ファイル名	備考
1	様式1～7	電子メール	●	Excel	指定金融機関の申請_金融機関コード(半角数字4桁) ※ファイル名の末尾に「_」(半角アンダーバー)金融機関コード(半角数字4桁)」をご入力ください。	・押印は不要です。
2	公表資料情報		●	PDF	公表資料情報(資料名)	・公表資料の表紙と様式入力項目が明記されているページをご提出ください。 ・公表資料の該当箇所にマーカー等で印をつけてください。
3	財務諸表等 説明資料		●	PDF	財務諸表等_説明資料(資料名)	・直近の事業年度(1年間分)の決算情報が確認できる資料(貸借対照表、有価証券報告書等)を添付してください。
4	事業実施体制 説明資料		○	自由	事業実施体制_説明資料(資料名)	・様式3(2.事業実施体制)について様式以外で説明が必要な場合はご提出ください。
5	支援体制等 説明資料		○	自由	支援体制等_説明資料(資料名)	・様式4(3.支援体制等)について様式以外で説明が必要な場合はご提出ください。
<p><応募書類の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> 必要書類の「●」は提出を必須とし、「○」は必要に応じてご提出ください。 No.1は指定様式をご使用ください。 応募書類は原則、電子メールにてご提出ください。(提出先は公募要領10ページに記載) 電子メールの件名は、必ず「令和6年度指定金融機関 応募書類_金融機関コード(半角数字4桁)」としてください。(詳細は公募要領10ページに記載) 電子メールの添付ファイルは指定されたファイル名で添付してください。 						

2-3 応募書類提出先

《応募書類提出先(電子メール)》

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部 利子補給金担当

「riho-shinsei@sii.or.jp」宛

メールの件名を必ず「令和6年度指定金融機関 応募書類_金融機関コード(半角数字4桁)」
とすること

※添付ファイルは指定されたファイル名で送付すること。

※応募書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

※SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためのみ利用し、申請者の秘密は保持する。

2-4 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

令和6年度「省エネルギー設備投資利子補給金」に係る

指定金融機関公募の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4460

受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

事業ページURL: <https://sii.or.jp/rishihokyu06/>



事業ページQRコード

3. 審査・指定

3-1 審査基準

SIIは、応募書類の内容について以下の項目に従って審査を行う。
また、必要に応じて、追加資料の提出を求めるほか、ヒアリングを実施する場合がある。

【審査項目】

・「1-4. 応募資格」の内容を満たしていること

3-2 指定金融機関の決定・通知及び公表

審査の結果については、指定金融機関の決定・不決定通知書の発出をもって通知する。
※2024年4月末日までの応募書類到着分に係る指定金融機関の決定は、2024年5月中旬を予定。
※2024年5月以降の応募書類到着分に係る指定金融機関の決定は、到着月の翌月中旬を予定。
また、指定金融機関の情報は、SIIのホームページで公表する。

3-3 個人情報の取得と利用について**(1) 個人情報の取得について**

SIIは、執行する本事業の実施に関わる指定金融機関公募のため、以下「(2)」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「(3)」に記載する利用目的で利用し、「(5)」に記載する範囲・目的で提供することに、指定金融機関公募に応募する金融機関等(以下「申請金融機関」)は同意するものとする。

SIIの個人情報保護方針は以下を確認すること。

<https://sii.or.jp/privacy/>

(2) 取得する情報

SIIは、指定金融機関公募から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得する。

- ①氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の申請金融機関情報
- ②問い合わせ窓口等、本事業を実施する申請金融機関に係る情報
- ③その他、本事業に必要な情報

なお、申請金融機関がSIIに提供する上記の情報に、申請金融機関が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

(3) 利用目的

SIIは「(2)」で取得した情報を以下の目的で利用する。

- ①指定金融機関公募の審査、管理、連絡等
- ②指定金融機関公募以降の本事業に係る審査、管理事業進捗状況の把握等
- ③SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④その他、本事業の運営に必要な業務

(4) 第三者への提供について

SIIは「(2)」で取得した情報を、以下の場合及び「(5)」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、本人に同意を得たものに限る。

①法令により提供を求められた場合

②人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

③国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 指定金融機関公募における提供先及び提供情報について

指定金融機関公募では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供する。各提供先に指定金融機関公募で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国等	<ul style="list-style-type: none"> 申請金融機関の申請状況・効果分析 その他省エネに資する調査・研究等 	(2)①②③	メール、Webストレージ等	
一般	<ul style="list-style-type: none"> 本事業における指定金融機関の窓口情報 	指定金融機関名、担当部署、担当部署電話番号等	SIIホームページへの掲載	
学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人等	<ul style="list-style-type: none"> 学術・研究・調査・商品/サービス開発等 	(2)①の住所のうち、市区町村まで、②③	SIIホームページ等	提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「(7)」に示す外部委託先は提供先として扱わない

(6) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがある。

(7) 外部委託

SIIは「(2)」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行う。

(8) 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認し、対応を行う。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ
個人情報取扱管理担当
p-support@sii.or.jp

4. 資料

4-1 本事業の概要(予定)

(1) 利子補給対象事業者

日本国内において事業活動を営んでおり、利子補給対象事業を実施する民間団体等。

(2) 利子補給対象事業

次の(ア)～(ウ)のいずれかの要件を満たす事業とする。

(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。

(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場等におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。

(ウ) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

※エネルギーの定義については、次のページをご確認ください。

(3) 利子補給対象事業の対象経費

省エネルギー設備の新設・増設に係る経費(設計費、設備費及び工事費の合計額)の内数

(4) 交付対象融資額の上限額

利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額は、100億円とする。

(5) 利子補給対象融資期間

最長10年間

(6) 利子補給率

利子補給金の額を算出するために利子補給対象融資の残高に乗ずる利子補給率は以下のとおりとする。

融資利率の範囲	利子補給率
0.011(1.1%) ≤ 融資利率	利子補給率 ≤ 0.01(1%)
0.001(0.1%) ≤ 融資利率 < 0.011(1.1%)	利子補給率 ≤ 融資利率 - 0.001(0.1%)
融資利率 < 0.001(0.1%)	利子補給率 = 0

(7) 利子補給金の額の算定方法

利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

【算式】

$$\text{利子補給金の額} = A \times \frac{B}{365} \times C$$

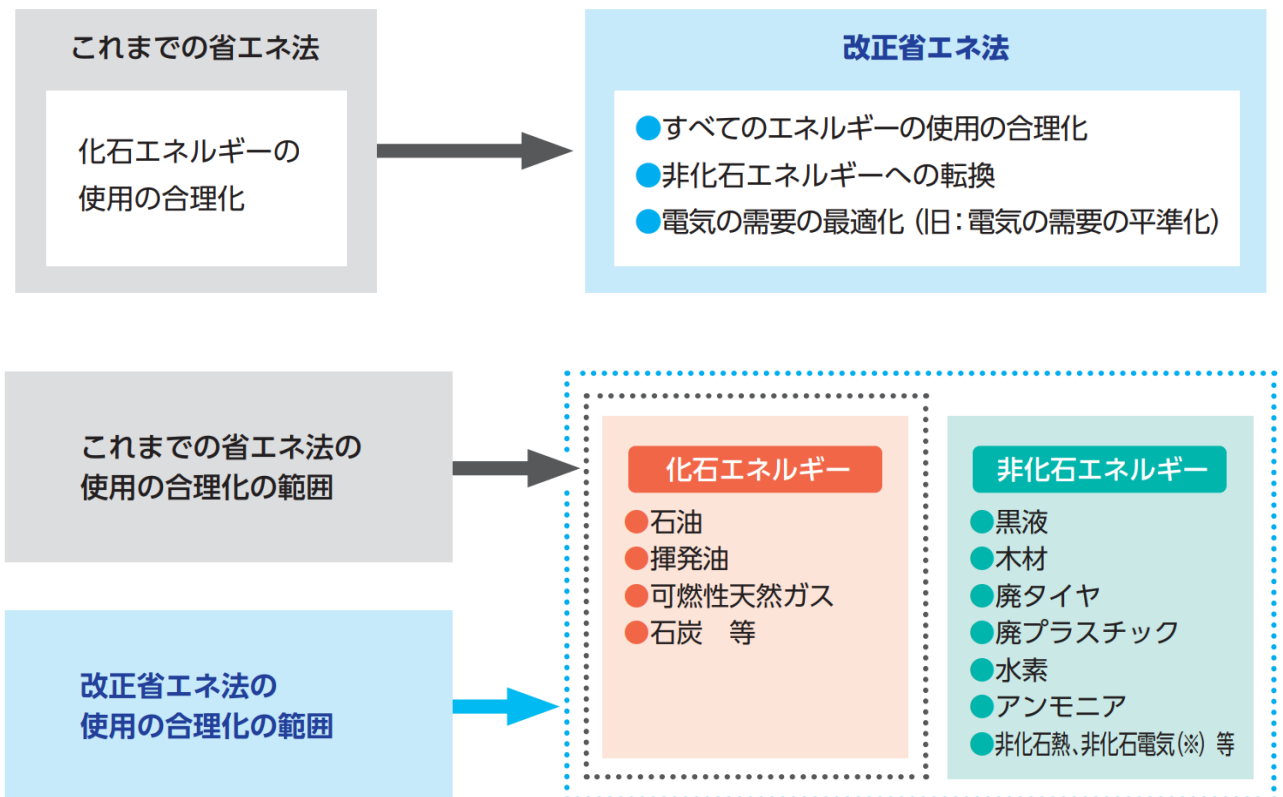
A: 交付対象融資の単位期間における融資残高

B: 交付対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

C: 利子補給率

4-2 省エネ法の改正について

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)は、一定規模以上の(原油換算 1,500kl/年以上使用する)事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化(ディマンドレスポンス[DR])を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。



引用:資源エネルギー庁 省エネルギー課作成
省エネ法の手引き(工場・事業場編)～令和4年度改正対応～
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#4

※本事業では、非化石燃料を使用する設備を対象としており、燃料消費を伴わない太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーに係る設備は対象外とする。

※非化石エネルギーについても、エネルギーとして原油換算が必要となるので注意すること。

4-3 新規融資の公募スケジュール(予定)

(1) 公募説明会

事前エントリー: 2024年5月上旬～2024年5月中旬

開催日: 2024年5月下旬

※事前エントリー開始までに説明会開催有無を案内する。

(2) 新規融資の公募(融資計画書の受付)

第1回: 2024年5月下旬～2024年6月下旬

第2回: 2024年6月下旬～2024年8月上旬

第3回: 2024年8月中旬～2024年9月下旬

第4回: 2024年10月上旬～2024年11月上旬

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了する。

4-4 継続融資の申請スケジュール(予定)

(1) 継続融資の申請(交付申請書の受付)

単位期間Ⅰ: 2024年6月上旬～2024年6月下旬

単位期間Ⅱ: 2024年11月上旬～2024年11月下旬

※継続融資とは、過去年度においてSIIから利子補給金の交付を受けた融資のことをいう。

5. 申請様式の入力例



5-1 様式1

例

(様式1)

- ・西暦でご入力ください。
- ・公募期間内の日付をご入力ください。

2024 年 ○○ 月 ○○ 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

以下の点に注意してご入力ください。

- ・住所は都道府県から入力する。
- ・名称は正式名称で入力する。
(略称名や株は不可)
- ・役職名を入力する。
- ・役職名と氏名はセルを分ける。
(上段に役職名、下段に氏名)

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

金融機関 名称 株式会社○○銀行

代表者等名 代表取締役

○○ ○○

押印は不要です。

令和6年度省エネルギー設備投資利子補給金
指定金融機関の申請について

(注意点)

本事業で提出する各様式の金融機関情報は、本様式の入力内容と統一してください。

令和6年度省エネルギー設備投資利子補給金に係る指定金融機関の公募要領に基づき、下記のとおり申請します。

以下の内容を参考にご選択ください。

・初めて指定金融機関に応募する場合

1. 保有していない
2. 新規応募

・今年度申請が必要な継続融資を保有している場合

1. 保有している
2. “変更あり”“変更なし”から該当する項目を選択

・指定金融機関に指定された実績はあるが、今年度申請が必要な継続融資は保有していない場合

1. 保有していない
2. “変更あり”“変更なし”から該当する項目を選択

1. 今年度における、継続融資案件

※過去に本事業の利子補給金の交付を受けを締結している事業を有する場合は「保有

○○○

同意する場合は、プルダウンで選択してください。

○○○

3. 個人情報の取得及び利用に関する同意

当金融機関は、令和6年度省エネルギー設備投資利子補給金の実施に関わ

る指定金融機関の個人情報の

○○○

令和5年度省エネルギー設備投資利子補給金の指定金融機関としての指定実績があり、今年度申請可能な継続融資の事業を保有する金融機関の場合、入力項目を省略できる可能性があります。ページ下部に表示されるガイドに沿って、書類を作成してください。

5-3 様式3(事業実施体制)

・本様式もしくは別紙(様式自由)を用いて、下記(1)～(8)の事業実施体制(部署名、担当者数、役割等)をご説明ください。

・(3)については省エネ効果を確認する体制をご説明ください。

<本様式にて説明する場合>

・(2)～(7)については左詰めで入力し、左側にSIIとの対応部署をご入力ください。

例 (様式3)

2. 事業実施体制

※下記(1)～(8)について、部署名や担当者数、役割等を入力し実施体制を説明すること。

説明資料

例1: 本様式にて説明

例2: 本様式と別紙 事業実施体制_説明資料にて説明

例3: 別紙 事業実施体制_説明資料にて説明

- (1) 本事業全体の管理
- (2) 利子補給対象事業の申請受付
- (3) 与信調査及び対象要件に係る該当性の確認
- (4) 融資計画書の作成・提出
- (5) 交付申請書の作成・提出
- (6) 資金使途確認
- (7) 実績報告書の作成・利子補給金請求
- (8) 執行団体又は国等からの調査への対応

事業実施体制の説明資料について、入力例を参考にご入力ください。
 ※本様式のみで説明する場合は、別紙の添付は不要です。
 ※別紙のみで説明する場合は、他項目の入力は不要です。

(1) 本事業全体の管理	部署名	〇〇部 補助金担当
	担当者数	9名(部長1名、課長1名、担当者6名)
	役割等	行内に本事業内容・要件について詳細を説明 申請受付状況の管理 融資内容の管理 提出期限の管理 提出資料のとりまとめ・最終確認・提出・保管 受理資料の確認・保管

(2) 受利子補給対象事業の申請	部署名	同上	部署名	営業部	部署名	△△部 △△担当
	担当者数	同上	担当者数	約50店舗、約100名	担当者数	10名(部長1名、課長1名、担当者8名)
	役割等	SIIホームページ掲載の窓口への問合せに対し本事業内容・要件について詳細を説明、必要に応じて営業店への情報展開や対応依頼	役割等	・本事業を検討する事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明	役割等	・他補助金と共にセミナーを開催、参加者に対し本事業内容・要件について詳細を説明 ・本事業を検討する事業者に対し、必要に応じて営業店への情報展開や対応依頼
(3) 係与る信調査性及び確認要件に	部署名	同上	部署名	同上	部署名	審査部
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	5名(部長1名、担当者4名)
	役割等	公募要領の要件を満たしていることの確認 省エネ効果については当行グループ会社である〇〇へ委託し、省エネ効果の計算や必要書類の準備等を行う	役割等	・融資与信調査 ・社内決裁	役割等	・融資与信調査 ・社内決裁

5-3 様式3(事業実施体制)

※前頁より

(4) 融資計画書の作成・提出	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資内容の確認 ・導入設備、省エネ効果の確認 ・融資計画書に係る書類のとりまとめ ・融資計画書の最終確認 ・融資計画書の提出 	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資内容の確認 ・導入設備、省エネ効果の確認 ・融資計画書の作成 ・添付資料の準備 	役割等	
(5) 交付申請書の作成・提出	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資内容の確認 ・交付申請書に係る書類のとりまとめ ・交付申請書の最終確認 ・交付申請書の提出 	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資内容の確認 ・交付申請書の作成 	役割等	
(6) 資金使途確認	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店の資金使途確認結果の確認・管理 	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・資金トレース（支払先への資金選流確認） 	役割等	
(7) 補給金請求書の作成・利子	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資内容の確認 ・実績報告書に係る書類のとりまとめ ・実績報告書の提出 ・利子補給金請求に係る書類のとりまとめ ・利子補給金請求に係る書類の提出 	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資内容の確認 ・実績報告書の作成 ・利子補給金請求に係る書類の作成 	役割等	
(8) 調執行団への体対又は国等からの	部署名	同上				
	担当者数	同上				
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査内容の確認 ・必要に応じて、営業店や事業者へ確認 ・調査内容の回答 				

5-4 様式4(民間団体等の省エネルギー取組に対する支援体制・方法)

例 (様式4)

3. 民間団体等の省エネルギー取組に対する支援体制・方法

例えば以下の支援体制等をご入力ください。

- (1) 利子補給対象事業者に対する相談体制(支援制度の紹介、省エネルギー設備投資に関する適切なアドバイス等)の構築。
- (2) 省エネルギー支援制度のPRやセミナー等の開催による、中小企業等の省エネルギー設備投資の掘り起こし。
- (3) 省エネルギー設備投資に関する支援を行う窓口の公開。

※必要に応じて説明資料を添付する。

※資料を添付する場合はその旨も様式に入力する。

例「別紙 支援体制等」説明資料(資料名参照)

(例)

- (1) 利子補給対象事業者に対する相談体制の構築
 - ・都道府県・市区町村が主催する「省エネ設備投資取組事業」に参加しており、意見交換や情報収集を行い、営業店を通じて利子補給金事業、省エネお助け隊、省エネ支援等に対する相談受付をする。
- (2) ビジネスマッチング等を通じた、地元企業等の省エネルギー設備ニーズの掘り起こし
 - ・取引先企業の省エネ・脱炭素社会の実現等に向けた環境経営やESG投資を支援する取組みとして〇〇等のサービスを提供している事業者と連携し、紹介・マッチングを進めている。
- (3) 当社の省エネ等に対する取組みと公表
 - ・当社ホームページ上にて「ESGへの取組方針」を開示、省エネ取組みの具体的な内容についても、ホームページ上「省エネ取組み状況について」等により公表している。
(「別紙 支援体制等」説明資料(資料名参照))
 - ・取引先事業者の省エネ等への取組みに対し、〇〇等各種融資商品を提供している。

5-5 様式5(公開する本事業に関する窓口の掲載情報)

例 (様式5)

4. 公開する本事業に関する窓口の掲載情報

金融機関名	株式会社〇〇銀行
担当部署	〇〇〇〇部 〇〇〇〇担当
担当部署 電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
金融機関ホームページ URL	https://www.〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

個人を特定可能な電話番号は入力しないでください。

(注意点)
本シートに入力された情報は、SIIのHPで公開します。
なお、営業時間や担当者名等、項目以外の情報の記入は不要です。

5-7 様式7(指定金融機関の業務(予定)の確認)

例 (様式7)

6. 指定金融機関の業務(予定)の確認

指定金融機関 公募要領の1-5 (7ページ)に基づき、本事業において以下の業務を行うことを確認しました。

No	指定金融機関の業務(予定)	確認
1	利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満たしていることを確認し、融資計画書を取りまとめ、S I Iへ提出を行う。	✓
2	融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、S I Iの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。	✓
3	S I Iより送付する交付(又は不交付)方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。	✓
4	交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。	✓
5	金銭消費貸借契約を締結した後、	✓
6	利子補給対象事業者との金銭消費	✓
7	交付申請書の不備修正や不足書類の追加など、S I Iの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。	✓
8	S I Iより送付する交付決定通知書を受理した後、交付対象融資の内容、利子補給対象事業の内容に変更が生じる場合、速やかにS I Iに報告し、その指示に従う。	✓
9	利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び用途等の確認を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をS I Iからの求めに応じて提出できるよう保管する。	✓
10	S I Iから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。	✓
11	実績報告書等に係る書類を取りまとめ、S I Iへ提出を行う。	✓
12	実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、S I Iの求めに応じて書類検査上必要な対応を速やかに行う。必要に応じてS I Iが行う現地調査にも対応する。	✓
13	S I Iより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を提出(概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要)する。	✓
14	利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。	✓
15	経済産業省又はS I Iから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。	✓
16	本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。S I Iより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。	✓

指定金融機関の業務(予定)をご確認の上、プルダウンを選択してください。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

TEL:03-5565-4460

<https://sii.or.jp/rishihokyu06/>

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>
通話料がかかりますのでご注意ください。